

令和元年度 公文書開示（11月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		
1	R1.10.24	R1.11.8	<p>・〇〇に係る新規登録に際し提出・作成された以下の書類 (ア) 現地調査(新規)報告書及び添付書類 (イ) ヒヤリング等報告書及び添付書類 (ウ) 貸金業登録申請(新規・更新)調査票</p> <p>・〇〇に係る平成30年新規登録申請書(第2面から第8面)</p>	16	1	1												<p>(第7条2号) 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため</p> <p>(第7条第3号) 内部管理に属する情報で、公にすることにより当該法人の事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため</p> <p>(第7条第4号) 偽造等による犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため</p> <p>(第7条第6号) 公にされていない調査内容を開示することで、当該調査の公正性が失われるおそれがある。また、公開することを前提として行っていないヒヤリングの内容を明らかにすることにより、今後貸金業者がヒヤリングに消極的になり、各種書類等の提出を躊躇するおそれがある。これらのことにより貸金業者の実態把握、指導等の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため</p>	産業労働局金融部貸金業対策課
2	R1.11.3	R1.11.15	<p>(1) IR及びカジノに関して締結した契約並びにその成果物 (2) 同契約締結に至る意思決定プロセスの分かる文書であって、議事録、打ち合わせ記録、起案原議、決裁書、入札に関する記録等の一切の書面・図面並びに電磁的記録 ただし、これまで請求者に対し開示がなされたものを除く</p>															<p>開示請求書に付記された契約事案等については産業労働局において実施したものであるが、既に文書保存年限を超えており、当該公文書は廃棄済みである。更に報告書等についても残存していないことから、開示対象文書は存在しておらず、不存在非開示とする。</p>	商工部調整課
3	R1.11.7	R1.11.28	<p>行政庁に提出された〇〇の平成28年、平成29年、平成30年の決算関係書類</p>	60	1													<p>(第7条2号) 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため (第7条第4号) 偽造等による犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため (第7条第3号) 事業活動を行う上での経営方針又は経理等の内部管理に属する情報で、公にすることにより当該法人の事業運営が損なわれると認められるため</p>	商工部調整課